

市川市地域ケア推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のため、本市が関係機関と連携を図ることを目的として開催する市川市地域ケア推進会議（以下「会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討等)

第2条 市長は、会議を開催し、次に掲げる事項について関係機関に所属する者と検討を行うとともに地域包括ケアシステムの推進に関する情報を共有するものとする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の72の2第3号から第6号までに掲げる事項に関すること。
- (2) その他地域包括ケアシステムの推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(出席者等)

第3条 会議の出席者は、次に掲げる者とし、その合計人数は、おおむね20人とする。ただし、市長が会議の開催の目的からすべての者を出席させる必要がないと認めるときは、第2号に掲げる者のうちから会議の出席者を指名することができる。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の構成員で当該団体の推薦を受けた者
- (3) 市の職員

2 市長は、必要があると認めるときは、会議を開催することができる。

3 第1項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて同項に規定する者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会長)

第4条 会長は、第3条第1項第1号の者をもって充てる。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、会長が行うものとする。

(身分)

第6条 会議の出席者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(報償金)

第7条 市長は、会議に出席した者（第3条第1項第3号に掲げる者を除く。）に対して、別表に掲げる報償金を支給する。

(事務)

第8条 会議の事務は、福祉部地域包括支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行後最初に依頼される会議の出席者の選定のための手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	報償金の額
会長の委員	日額 30,000円
会長以外の委員	日額 9,100円

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。